

環境影響評価書案審査意見書

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：池袋駅西口地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 後藤 文男

所在地：東京都豊島区西池袋一丁目 18 番 2 号

名称：東武鉄道株式会社

代表者：取締役社長 都筑 豊

所在地：東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名称：池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業

種類：高層建築物の設置

3 対象事業の所在地

東京都豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測は、A棟及びB、C棟それぞれにおいて解体及び建設工事に分けて行われており、その結果は評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値となっている。また、工事期間も長期にわたることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、工事の進捗状況に合わせ、必要に応じて更なる措置を検討すること。

【風環境】

風環境における環境保全のための措置として、常緑樹を植栽するとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行うこと。また、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。